

1. 熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議設置要綱
2. 設置に関する根拠法令等
3. 交通事業者等への通知文
(障がいを理由とする差別の解消の推進及び従業員への周知徹底について)
4. 熊本県人権教育・啓発基本事業計画【第5次改定版】(概要版)
5. 出前講座のご案内 ～障害者差別解消って何?～ (チラシ)

熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、障害を理由とする差別の解消及び障害者虐待の防止の取組を推進するため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議、検討を行うものとする。

- (1) 障害者差別の解消及び障害者虐待の防止についての関係機関及び団体等の連携体制整備に関すること。
- (2) 障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関する研修、相談、啓発等の取組に関すること。
- (3) 障害者差別及び障害者虐待の事例分析に関すること。
- (4) その他障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関すること。

(構成)

第4条 連絡会議は、別表に掲げる機関により構成する。

- 2 連絡会議においては、必要に応じ、障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関する関係者を、随時参加させることができる。

(会議)

第5条 連絡会議は、おおむね1年に1回程度開催することとし、必要に応じ、臨時に開催することができるものとする。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課におく。

附 則（平成24年7月31日）

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則（平成26年6月20日）

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月7日）

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

附 則（平成31年1月28日）

この要綱は、平成31年1月28日から施行する。

附 則（令和元年9月17日）

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則（令和4年2月22日）

この要綱は、令和4年2月22日から施行する。

附 則（令和4年12月26日）

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

附 則（令和6年2月22日）

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

附 則（令和7年3月11日）

この要綱は、令和7年3月11日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	構成機関
支援機関	公益社団法人 熊本県医師会
	熊本県弁護士会
	熊本県司法書士会
	一般社団法人 熊本県社会福祉士会
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
	熊本県民生委員児童委員協議会
	熊本県人権擁護委員連合会
障がい福祉施設等	熊本県身体障害児者施設協議会
	熊本県知的障がい者施設協会
	公益社団法人 熊本県精神科協会
団体	社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会
	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会
	熊本県障害児・者親の会連合会
	熊本県自閉スペクトラム症協会
	一般社団法人 熊本県精神保健福祉会連合会
	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会
市町村	熊本県市長会
	熊本県町村会
行政関係者	熊本市障がい福祉課
	熊本労働局（雇用環境・均等室）
	熊本地方法務局（人権擁護課）
	熊本県警察本部（生活安全部人身安全対策課）
	熊本県教育委員会（特別支援教育課）
	熊本県労働雇用創生課
	熊本県子ども家庭福祉課
	熊本県認知症施策・地域ケア推進課
	熊本県福祉総合相談所（熊本県女性相談センター）
	熊本県障がい者支援課

設置に関する根拠法令等

熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議設置要綱（抄）

（設置）

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

（都道府県における連携協力体制の整備）

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。



障がい第57号
令和7年（2025年）4月15日

熊本県タクシー協会会長 様
熊本県旅客船協会会長 様
各 交 通 事 業 者 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

障がいを理由とする差別の解消の推進及び従業員への周知徹底について（通知）

先般、県内のバス事業者において、「福祉特別乗車証」を利用した障がいのある乗客に運転手が暴言を吐き、強い口調で詰問した等の報道がされています。

事業者については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととされています。また、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」において、何人も障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしてはならないこととされています。

このような事案は不当な差別的取扱いに該当する可能性があります。

熊本県タクシー協会、熊本県旅客船協会、各交通事業者におかれては、以下のことを改めて従業員の方へ周知徹底いただきますようよろしくお願いいたします。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】

（事業所における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。（後略）

【障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例】

第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為（次条第1項において「虐待」という。）をしてはならない。

（2）障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

なお、国土交通省では、障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針を踏まえ、所管事業における対応指針を定めています。

【参考】国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001733879.pdf>

また、本県では、県職員が職場等に出向いて障がいのある人に対する差別を解消するための取組みの説明や意見交換を行う『出前講座』を実施しています。障がいへの理解促進・差別解消に向け、職員研修など積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

【参考】県ホームページ・県職員出前講座

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1966.html>

障害者差別解消法が変わりました！

令和6年4月1日から

合理的配慮の提供が義務化されました

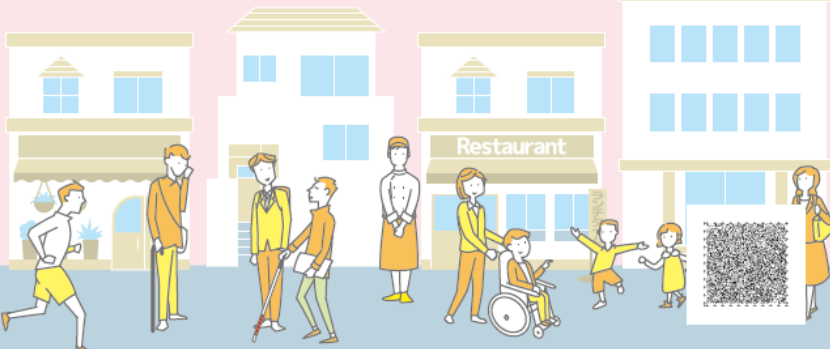
令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら
共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、
このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- ・表紙 1
- ・共生社会の実現に向けて 2
- ・合理的配慮の提供とは 4
- ・「合理的配慮」には対話が重要です！ 6
- ・不当な差別的取扱いとは 8
- ・障害のある人へ適切に対応するための
チェックリスト 10
- ・困ったときは 12



【内閣府】合理的配慮リーフレット（全7ページ）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課 企画共生班 松本（佳）
TEL：096-333-2236（内線 33763）
FAX：096-383-1739
E-mail：matsumoto-k-dv@pref.kumamoto.lg.jp

推進体制等について

熊本県人権施策・啓発推進委員会 有識者等

知事が委嘱する 14 人以内の委員

国

県

《熊本県人権センター》

市町村

熊本県人権教育・啓発推進本部

本 部 本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：各部局長等
幹事会 代表幹事：人権同和政策課長 幹事：関係課長

熊本県人権啓発活動ネットワーク協議会

構成：熊本地方法務局(事務局)、熊本県、
熊本市、熊本県人権擁護委員会連合会

熊本県人権啓発推進協議会 産学官等

会長：副知事
構成：行政、議会、産業経済、厚生福祉、学校、報道等の 56 団体

県の実施体制

県では、基本計画を総合的かつ計画的に進めるため、庁内の関係部局で構成する「熊本県人権教育・啓発推進本部」を組織しています。関係部局相互の緊密な連携のもと、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

国との連携

国の人権擁護機関との連携を一層深めるとともに、本県の実情に即した人権教育・啓発に取り組めます。また、公正な採用選考が行われるよう、職業安定行政との連携のもと啓発活動に取り組めます。

市町村との連携

市町村の計画に掲げられた施策の積極的な推進を促すとともに、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介、人権に関する情報や研修テキスト、啓発資料の提供を行うことにより、その取組を支援します。

企業・民間団体等との連携

企業や民間団体、保健・医療・福祉関係者などを対象に、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介・派遣、人権に関する情報や啓発資料の提供等を行うことにより、その取組を支援します。

家庭、地域との連携

各地域において、行政や社会教育施設、学校及び社会教育関係団体等が連携を図りながら、地域の民生委員・児童委員や人権擁護委員とともに、家庭や地域での人権教育・啓発を支援します。

計画のフォローアップ

毎年度、それぞれの重要課題に掲げる施策に関連する事業の実施状況を把握し、点検や課題の整理を行います。また、有識者からなる「熊本県人権施策・啓発推進委員会」において、計画の推進状況を報告し、当委員会の意見を以後の人権教育・啓発の施策に反映させます。

熊本県人権教育・啓発基本計画 【第 5 次改定版】

概要版



熊本県人権啓発キャラクター
「コッコロ」

※ 平成16年(2004年)3月策定、平成20年(2008年)3月第1次改定、平成24年(2012年)3月第2次改定、
平成28年(2016年)1月第3次改定、令和2年(2020年)12月第4次改定、令和7年(2025年)3月第5次改定

基本計画の位置づけ

計画の趣旨

- ① 人権をめぐる現状を明らかにすること
- ② 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと
- ③ 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

計画期間

令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間

基本理念

一緒につくろう!一人一人を大切にする熊本

人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育

県民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

人権啓発

広報啓発等に取り組むに当たり、自主性を最大限に尊重するとともに、県民の間に多様な意見があることを理解した上で、異なる意見にも寛容で自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

人材の育成・研修

公務員、教職員・保育士等、警察・消防職員、保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者等の人権に関わりの深い職業等に従事する人への研修・啓発を進めます。また、ハラスメント防止や公正な採用選考が行われるよう、企業等における人権研修、啓発の取組等を支援します。

各種資料・情報の収集及び提供

県民が人権学習の機会を増やせるよう、資料の貸出しや閲覧場所の提供など、必要な支援を行います。市町村等の関係機関と連携しながら最新の情報の収集に努めるとともに、民間団体、県民等への迅速かつ適切な情報提供を、それぞれ効果的に行います。

相談体制の充実

県の人権センターにおいて、様々な人権相談を受けて、相談者の方と一緒に解決方法を考えるとともに、相談の内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図ります。

熊本県環境生活部人権同和政策課(県庁新館2階) TEL(096)333-2299

熊本県人権センター(県庁新館2階) TEL(096)333-2300

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp FAX(096)383-1206

熊本県人権センター

検索

人権の重要課題と取組の方向性

女性の人権

- ① 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめとした支援
- ③ 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- ④ 性と生殖に関する健康・権利の尊重

こどもの人権

- ① こどもの人権を尊重する教育・啓発活動
- ② 児童虐待への対応
- ③ いじめや不登校等への対策
- ④ こども・若者、子育て世帯を社会全体で支える取組の充実

高齢者の人権

- ① 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発
- ② 認知症施策、虐待への対応
- ③ 自立した高齢期を送ることができる環境づくり
- ④ 高齢者が元気で活躍する社会の実現に向けた取組

障がい者の人権

- ① 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発
- ② 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及
- ③ 特別支援教育の充実

部落差別(同和問題)

- ① 部落差別(同和問題)の解決に向けた教育・啓発の推進
- ② 差別事象の早期解決と再発防止
- ③ 公正採用選考の推進
- ④ 隣保館活動の支援
- ⑤ 相談機能の強化

外国人の人権

- ① 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進
- ② 多文化共生の地域づくり

水俣病をめぐる人権

- ① 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発
- ② 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実

ハンセン病回復者及びその家族の人権

- ① ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発
- ② 地域社会との共生への支援

感染症・難病等をめぐる人権

- ① 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等
- ② 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実

犯罪被害者等の人権

- ① 犯罪被害者等への情報提供や相談対応・支援体制の充実
- ② 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

- ① 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発
- ② 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育

災害と人権

- ① 災害時要配慮者等への支援体制の充実
- ② 防災教育・啓発の推進

インターネットによる人権侵害

- ① 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発
- ② インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組

性的指向・性自認に関する人権

- ① 性の多様性に関する理解と認識を深めるための啓発・研修
- ② 相談体制等の充実

様々な人権課題

- (ア) ハラスメント
- (イ) アイヌの人々の人権
- (ウ) ホームレスの人権
- (エ) 刑を終えて出所した人等の人権
- (オ) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権
- (カ) 新たな人権課題等

わかりやすくご説明します！

県庁出前講座

障害者差別解消って何？

○「障害者差別解消法」の概要や、そもそも障がいにはどんな種類があるのか、どんな接し方をしたらいいのか、どんなことが差別にあたるのか、など、さまざまな疑問をわかりやすくご説明します。

<内容>

■対応可能日時 10:00～16:00

※上記以外の時間帯は、ご相談ください。

(年未年始、土日祝日は除く)

■講座開催時間 20分から60分程度(応相談)

■費用 無料

■講師 熊本県広域専門相談員

(障がいに関する相談に専門的に対応する相談員です。)

- ・職場研修の勉強会など、いろいろな場面でご活用ください！
- ・オンラインでも対応しています！



《お問い合わせ・お申込み》

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 広域専門相談員

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

電話096-333-2236又は096-333-2244 Fax096-383-1739

メールtokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp